

平成 29 年 3 月

平 成 2 8 年 に お け る
生 活 経 済 事 犯 の 検 挙 状 況 等 に つ い て

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
 - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
 - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
 - (3) ファンド型投資商品に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資などで運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
 - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、商品先物オプション取引、FX、CO₂排出権取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
 - (5) 外国通貨に関連した事犯……………一般に両替・売却が困難な外国通貨を商材とした事犯をいう（FXを除く）。
 - (6) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、ファンド型投資商品、デリバティブ取引及び外国通貨に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
 - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
 - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
 - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
 - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。
 - (5) 特定継続的役務提供事犯……………特定商取引法第41条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。

- (6) 業務提供誘引販売取引事犯……特定商取引法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。
 - (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
 - (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
 - (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）違反等に係る事犯をいう。
 - (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
 - (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
 - (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
 - (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
 - (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に該当する事犯をいう。
- 8 食の安全に係る事犯……食品衛生法違反等の食品衛生関係事犯、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）等の食品の産地等偽装表示事犯をいう。食品衛生関係事犯は保健衛生事犯に、食品の産地等偽装表示事犯は知的財産権侵害事犯に含まれる。

別 表

【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

利 殖 勧 誘 事 犯	——	出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
特 定 商 取 引 等 事 犯	——	特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
— 訪 問 販 売 事 犯		
— 通 信 販 売 事 犯		
— 電 話 勧 誘 販 売 事 犯		
— 連 鎖 販 売 取 引 事 犯		
— 特 定 継 続 的 役 務 提 供 事 犯		
— 業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 事 犯		
— 訪 問 購 入 事 犯		
ヤ ミ 金 融 事 犯		
— 無 登 録 ・ 高 金 利 事 犯	——	出資法違反(高金利等)、貸金業法違反(無登録営業)に係る事犯
— ヤ ミ 金 融 関 連 事 犯	——	貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

【国民の健康や環境に対する事犯】

環 境 事 犯		
— 廃 棄 物 事 犯	——	廃棄物処理法違反に係る事犯
— 動 物 ・ 鳥 獣 関 係 事 犯	——	鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
— そ の 他 の 環 境 事 犯	——	森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
保 健 衛 生 事 犯		
— 薬 事 関 係 事 犯	——	医薬品医療機器法違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯
— 医 事 関 係 事 犯	——	医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
— 公 衆 衛 生 関 係 事 犯	——	食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

【知的財産権侵害事犯】

商 標 権 侵 害 事 犯	——	商標法違反に係る事犯
著 作 権 侵 害 事 犯	——	著作権法違反に係る事犯
営 業 秘 密 侵 害 事 犯	——	不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯
そ の 他 の 知 的 財 産 権 侵 害 事 犯	——	不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

目次

第1	概要	
1	検挙状況	1
2	相談受理状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	6
3	ヤミ金融事犯	9
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	11
2	保健衛生事犯	14
3	食の安全に係る事犯	16
第4	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	18
2	営業秘密侵害事犯	20
第5	その他の事犯	23
第6	犯行助長サービス対策	
1	預貯金口座	24
2	携帯電話	24

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯	25
(2) 特定商取引等事犯	26
(3) ヤミ金融事犯	27
(4) 環境事犯	28
(5) 保健衛生事犯	29
(6) 食の安全に係る事犯	30
(7) 知的財産権侵害事犯	31
(8) その他の事犯	33
(9) 犯行助長サービス対策	34

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況	35
(2) 早期着手の状況	39

第1 概要

1 検挙状況

平成28年における生活経済事犯の検挙事件数は8,852事件と、前年より112事件(1.2%)減少し、検挙人員は1万801人と、前年より329人(3.0%)減少した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(平成27年及び28年)

事 犯	平27		平28	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	37事件	116人	24事件	87人
特定商取引等事犯	155事件	250人	131事件	264人
訪問販売事犯	135事件	205人	111事件	198人
通信販売事犯	1事件	2人	1事件	1人
電話勧誘販売事犯	4事件	17人	2事件	8人
連鎖販売取引事犯	4事件	7人	1事件	28人
特定継続的役務提供事犯	3事件	11人	2事件	3人
業務提供誘引販売取引事犯	1事件	1人	1事件	3人
訪問購入事犯	7事件	7人	13事件	23人
ヤミ金融事犯	442事件	608人	528事件	662人
無登録・高金利事犯	140事件	267人	139事件	257人
ヤミ金融関連事犯	302事件	341人	389事件	405人
環境事犯	5,741事件	6,873人	5,832事件	6,859人
廃棄物事犯	4,979事件	5,989人	5,075事件	5,999人
動物・鳥獣関係事犯	547事件	592人	543事件	616人
動物虐待事犯	56事件	63人	62事件	66人
その他環境事犯	215事件	292人	214事件	244人
保健衛生事犯	395事件	559人	394事件	518人
薬事関係事犯	64事件	108人	66事件	101人
医事関係事犯	81事件	157人	53事件	102人
公衆衛生関係事犯	250事件	294人	275事件	315人
食の安全に係る事犯	31事件	61人	32事件	62人
知的財産権侵害事犯	606事件	868人	594事件	730人
商標権侵害事犯	316事件	457人	304事件	381人
著作権侵害事犯	239事件	290人	238事件	267人
営業秘密侵害事犯	12事件	31人	18事件	25人
その他の知的財産権侵害事犯	39事件	90人	34事件	57人
その他の事犯	1,588事件	1,856人	1,349事件	1,681人
合計	8,964事件	11,130人	8,852事件	10,801人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

2 相談受理状況

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び営業秘密侵害事犯の相談受理件数は図表2のとおりであった。

図表2 生活経済事犯に関する相談受理状況（平成27年及び28年）

事 犯	平27	平28
利殖勧誘事犯	3,154	1,745
特定商取引等事犯	6,107	5,938
ヤミ金融事犯	15,208	11,829
営業秘密侵害事犯	26	35

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

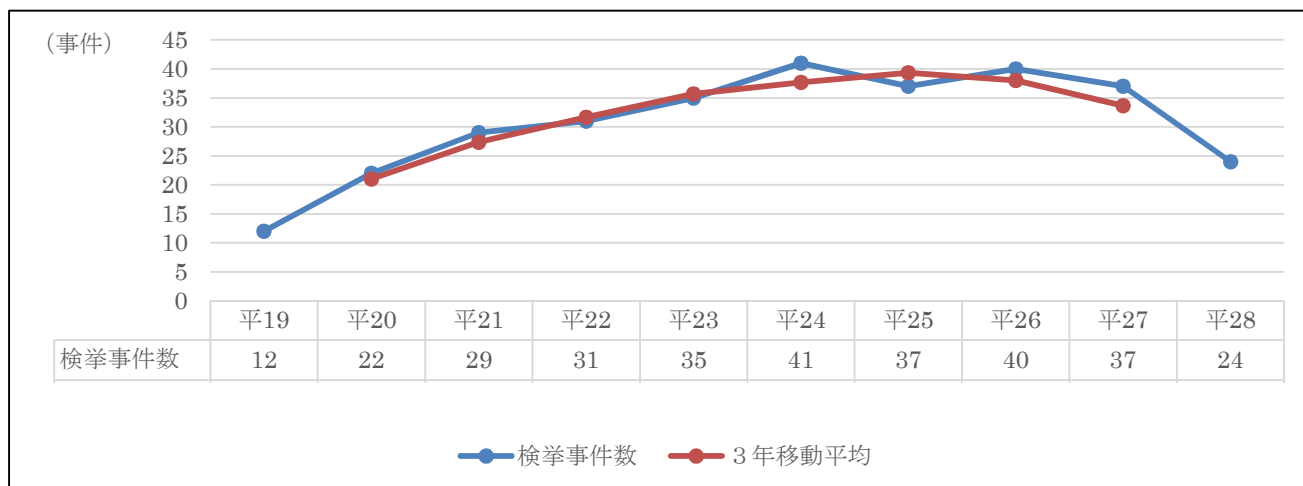
1 利殖勧誘事犯

(1) 被疑者検挙の状況

ア 検挙状況の推移

利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移を3年移動平均でみると、平成25年までは増加傾向であるが、以降は減少傾向である。

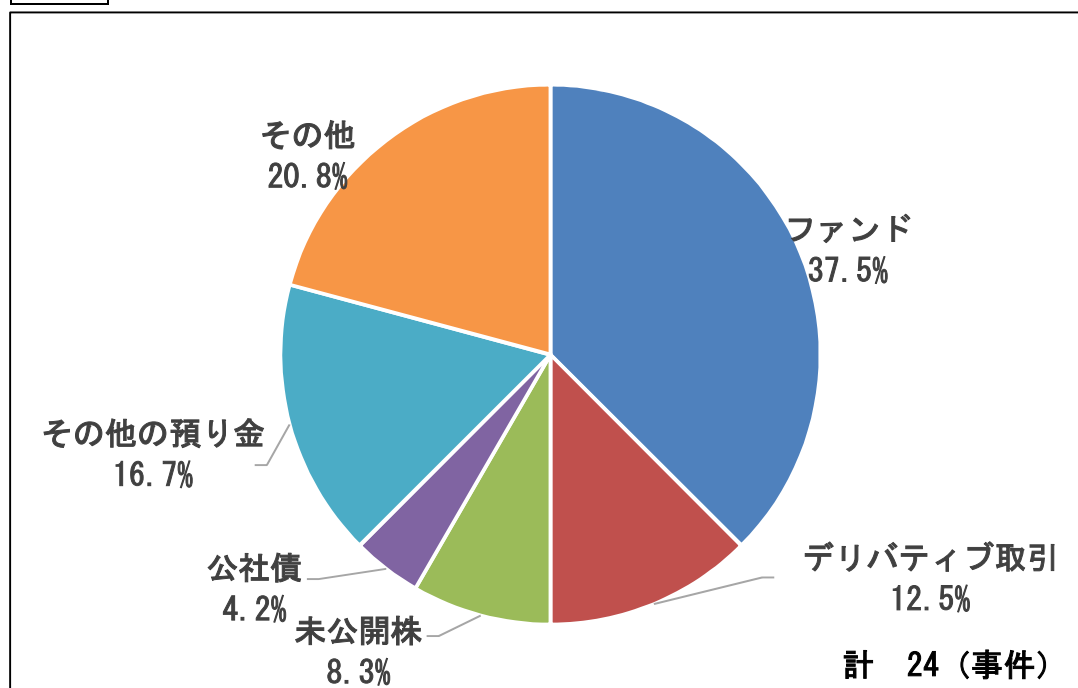
【図表3】 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



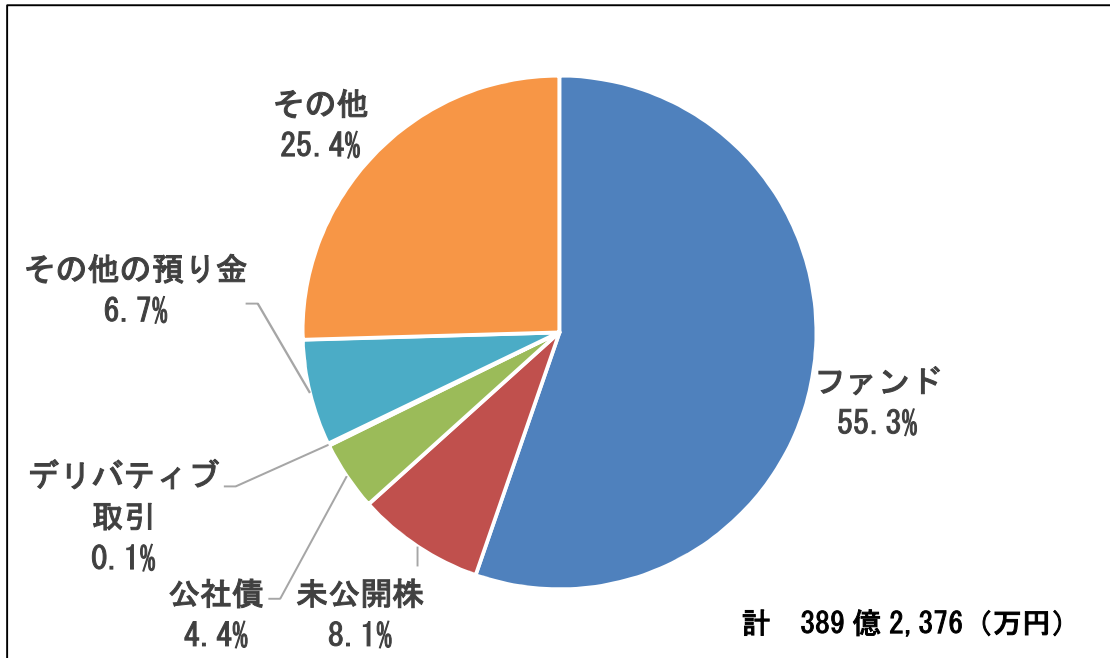
イ 類型別検挙状況

平成28年中の利殖勧誘事犯の類型別検挙状況をみると、ファンドに関連した事犯の検挙が9事件（37.5%）、被害額が約215億円（55.3%）と最多であった。

【図表4】 利殖勧誘事犯の類型別の検挙事件数の割合（平成28年）



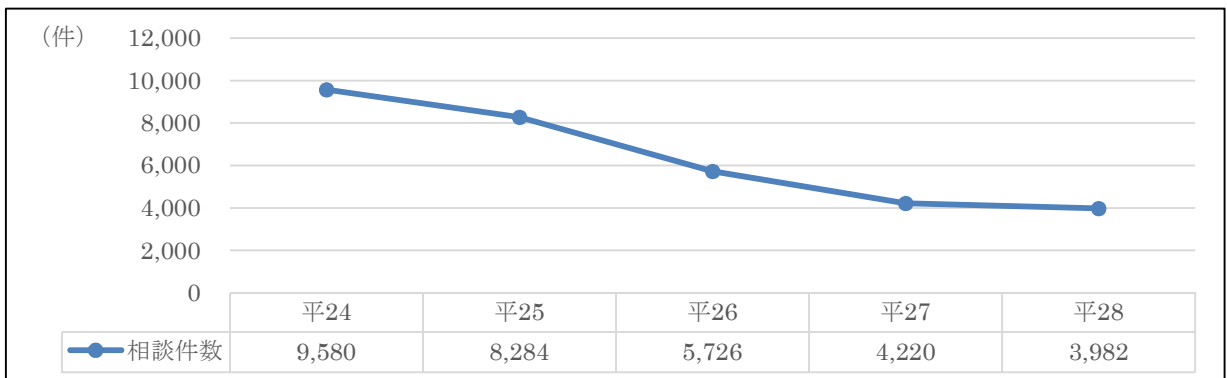
図表5 利殖勧誘事犯の類型別の被害額の割合（平成28年）



(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表6のとおりであった。

図表6 全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



- 注1 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に平成29年1月15日までに登録された相談で、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを計上している（図表10において同じ。）。
- 2 件数は、「未公開株」、「ファンド型投資商品」、「公社債」、「外国通貨取引（イラクディナール、スーダンポンド、アフガニスタン・アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドン、コンゴフラン、シリアポンド、イエメンリアル、ウズベキスタンスムの9通貨を対象とした通貨の取引に関する相談を集計したもの）」、「デリバティブ取引」に関する各相談の合計となる。
- 3 「外国通貨取引」については、他の類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。

(3) 検挙事例

1 会社役員らによる競馬の情報料名下の詐欺等事件

会社役員（41）らは、平成 17 年 9 月頃から 27 年 5 月までの間に、競馬の情報料を名目に現金をだまし取ろうと考え、競馬関係者等が予想する高確率で高額な払戻金を得られる競馬の買い目情報を提供するなどその内容を記載した書面を送付するなどし、同情報料等の名目で、46 都道府県の延べ約 4 万人から約 29 億円をだまし取った。

28 年 3 月までに、24 人を詐欺罪等で検挙した。

また、違法収益が蓄積された預金債権について組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）に基づく起訴前の没収保全請求を行い、その剥奪を図った（千葉、宮城、神奈川、高知）。

2 元会社役員らによる株式売買取引名下の詐欺等事件

元会社役員（34）らは、平成 26 年 10 月から 27 年 6 月までの間に、株式購入代金名目で金銭をだまし取ろうと考え、売却するための株式を保有しておらず、株式を売却する意思がないのに、「今なら、うちが持っている〇〇社の株がお勧めです。絶対に上がります。」などのうそを告げて、7 都県の 10 人から約 3,500 万円をだまし取るなどした。

28 年 6 月までに、3 人を詐欺罪等で検挙した（徳島）。

3 会社役員らによるファンド出資名下の詐欺等事件

会社役員（53）らは、平成 23 年 12 月から 27 年 4 月までの間に、高齢者を中心にファンドのパンフレット等を閲覧させるなどした上、「出資金の 1 パーセントを毎月配当として分配できる。」などのうそを告げ、同ファンドへの出資の名目で、9 都県の約 130 人から約 8 億 3,000 万円をだまし取った。

28 年 3 月までに、1 法人 3 人を詐欺罪等で検挙した（福岡）。

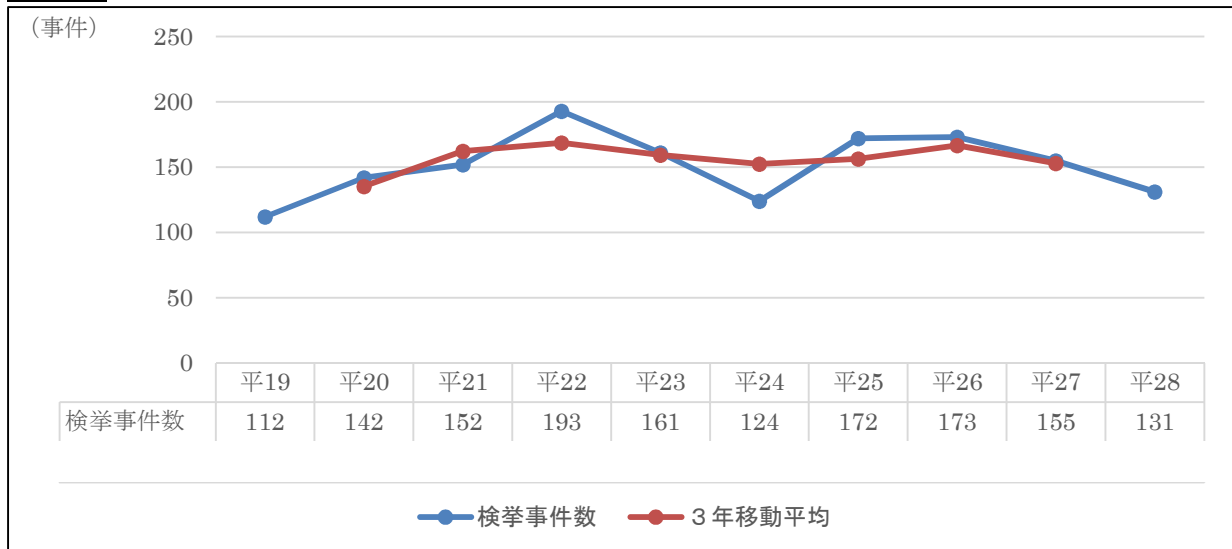
2 特定商取引等事犯

(1) 被疑者検挙の状況

ア 検挙状況の推移

特定商取引等事犯の検挙事件数の推移を3年移動平均でみると、おおむね横ばいで推移している。

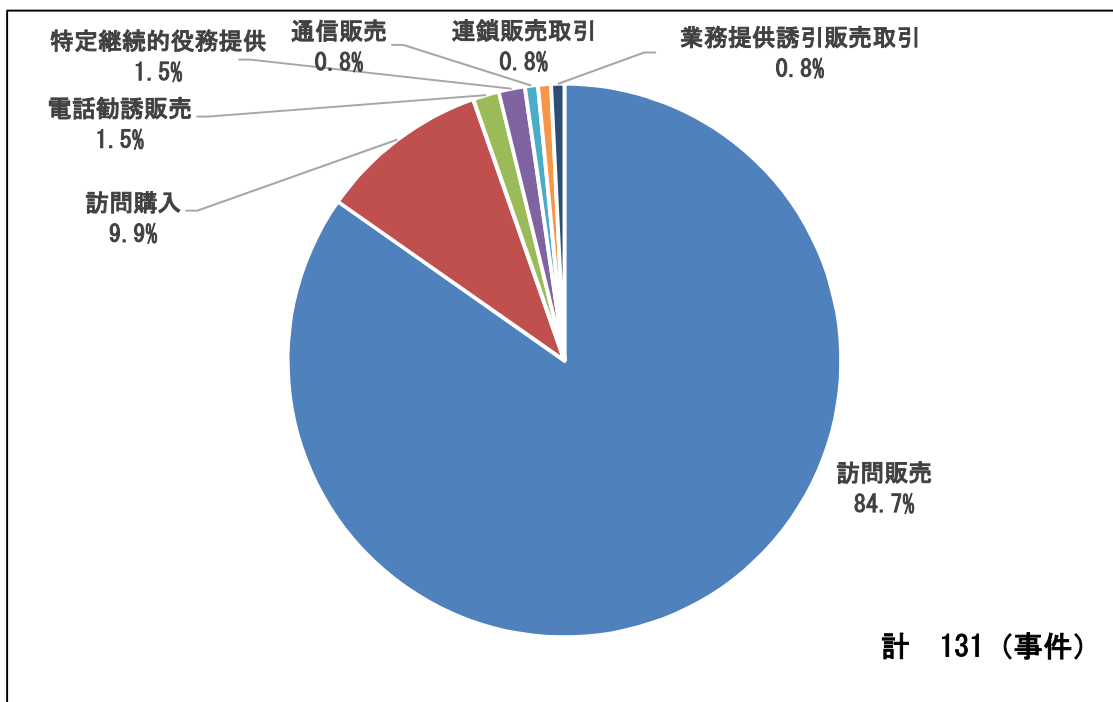
図表7 過去10年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



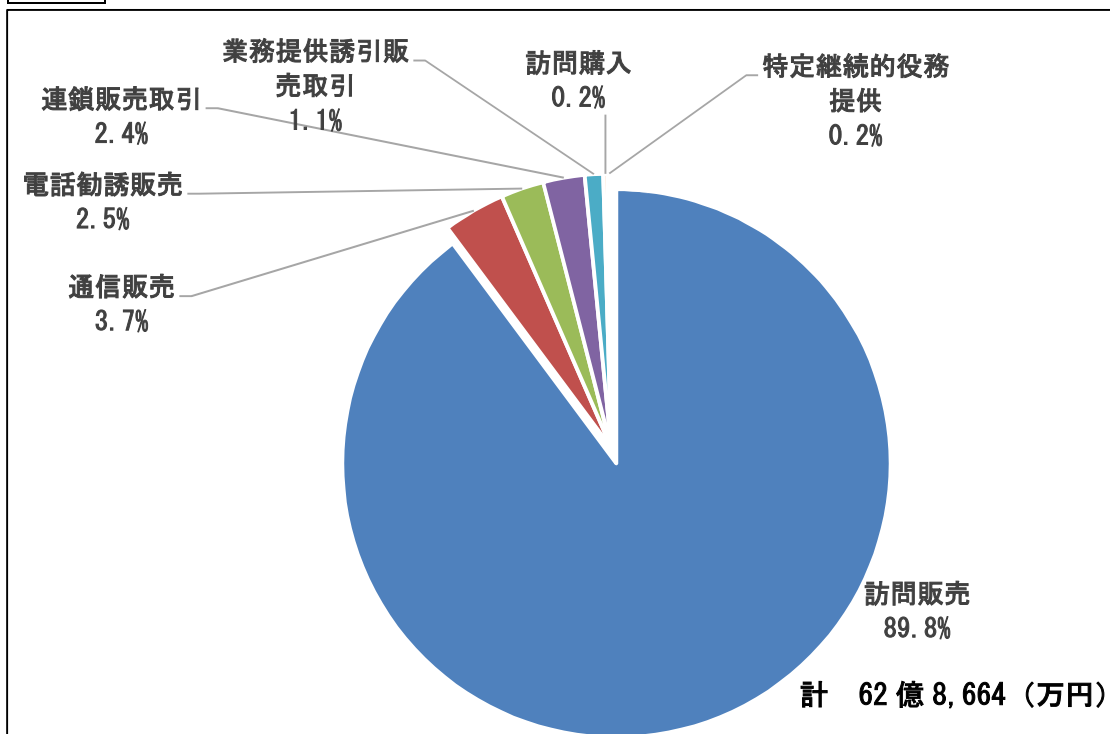
イ 類型別検挙状況

平成28年中の特定商取引等事犯の類型別検挙状況をみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が111件(84.7%)、被害額が約56億円(89.8%)と大半を占める。

図表8 特定商取引等事犯の類型別の検挙事件数の割合(平成28年)



図表9 特定商取引等事犯の類型別の被害額の割合（平成28年）

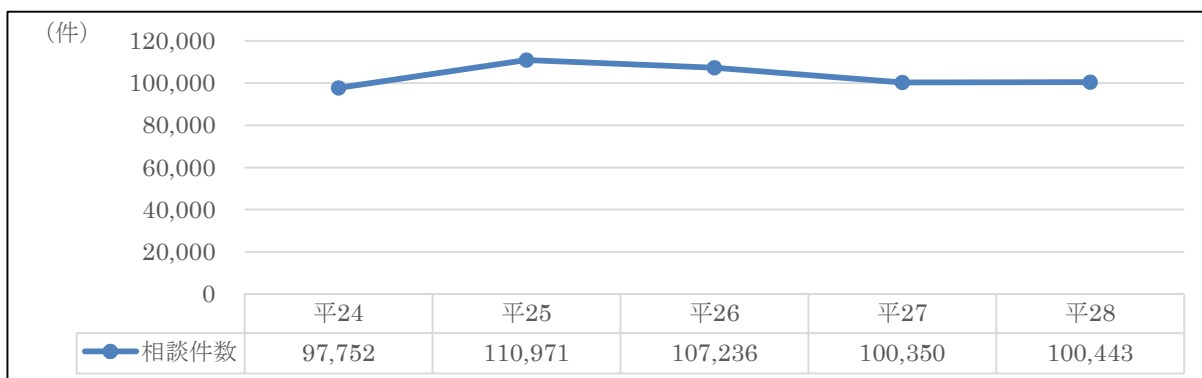


注 割合は、小数点第2位以下を四捨五入している。

(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移は、図表10のとおりであった。

図表10 全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移



注1 件数は、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「連鎖販売取引」、「特定継続的役務提供（エステティックサービス、外国語・会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン・ワープロ教室、結婚相手紹介サービスに関する相談を集計したもの）」、「業務提供誘引販売取引（ネズミ講を除く内職・副業、モニター商法に関する相談を集計したもの）」に関する各相談の合計となる。

2 「特定継続的役務提供」及び「業務提供誘引販売取引」については、他の取引類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。

(3) 検挙事例

1 会社役員らによる靈感・開運商法に係る組織的詐欺等事件

会社役員（35）らは、平成21年10月から27年6月までの間に、宗教法人を買収するなどした上、チラシ広告等で、願いを成就させる特殊な効果を有すると称するブレスレットの無料モニターを募り、これに申込みをしてきた客に対し、電話で、「汚れたお金を持っていると不幸になる。お金を浄化したら、それ以上のきれいなお金が入ってくる。」などのうそを告げて、祈祷や金銭の浄化を名目に金銭を送付させるなどし、30都道府県の延べ約3万人から約44億円をだまし取った。

28年8月までに、1法人55人を組織的犯罪処罰法違反（組織的な詐欺）及び詐欺罪等で検挙した（大阪）。

2 会社役員らによる布団等の訪問販売に係る詐欺等事件

会社役員（42）らは、平成21年4月頃から27年8月までの間に、過去に訪問販売業者から布団等を購入した経歴のある者から、布団等の追加購入の勧誘をやめさせるための費用などの名目で現金をだまし取ろうと考え、「あなたが以前に買った布団の関係で買わないといけない商品がまだ残っている。色々な業者が勧誘に来る。うちで商品を買って手続をすれば、他の訪問販売業者からの勧誘は止められる。」などのうそを告げて、22都県の約900人から約11億5,000万円をだまし取った。

28年12月までに、15人を詐欺罪等で検挙した（千葉、埼玉、長野）。

3 易占業実質経営者らによる護摩行祈祷の契約に係る特定商取引法違反事件

易占業の実質経営者（60）らは、平成25年3月頃から27年9月頃までの間に、護摩行祈祷を勧誘する目的について記載のない新聞折り込み広告を配布し、ホテル等の特別鑑定会会場を訪れた者に対して、護摩行祈祷を行う契約締結について、契約解除に関する事項につき故意に事実を告げずに勧誘し、また契約を締結した際、直ちに契約解除に関する事項を記載した書面も交付せず、30都道府県の約600人と約5億円の役務提供契約を締結した。

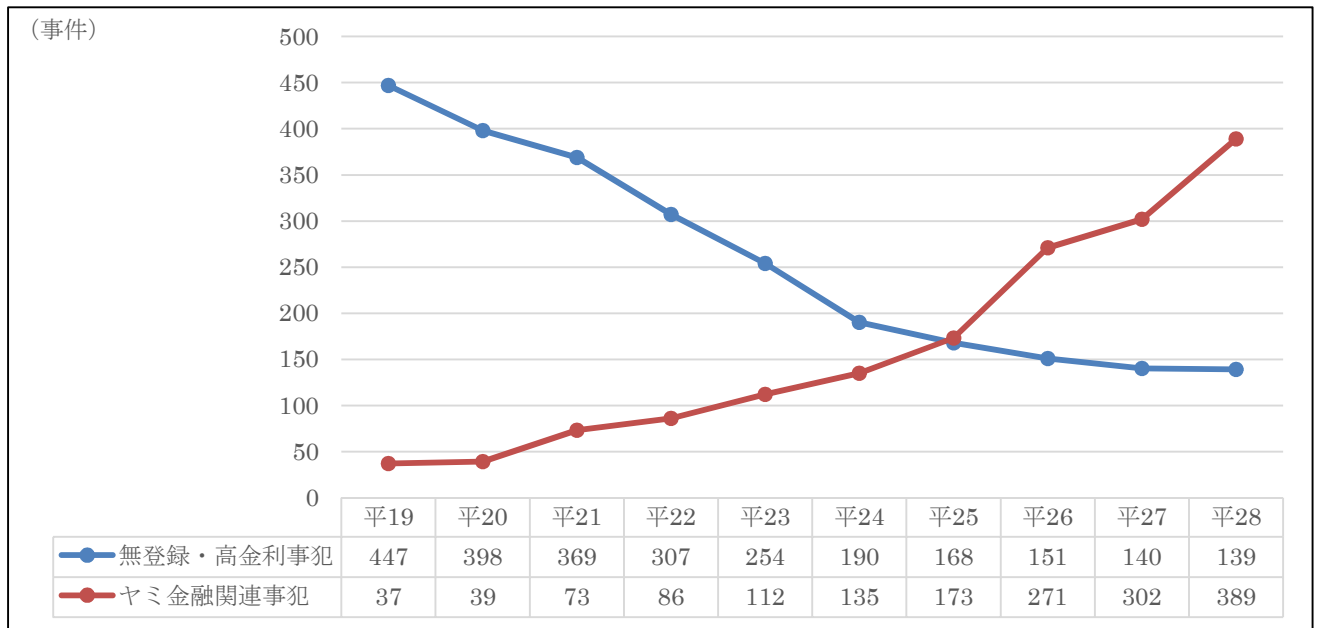
28年6月までに、7人を特定商取引法違反（勧誘目的隠匿誘引、重要事項の不告知等）で検挙した（山口）。

3 ヤミ金融事犯

(1) 被疑者検挙の状況

ヤミ金融事犯については、無登録・高金利事犯の検挙事件数は減少傾向であるが、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向にある。

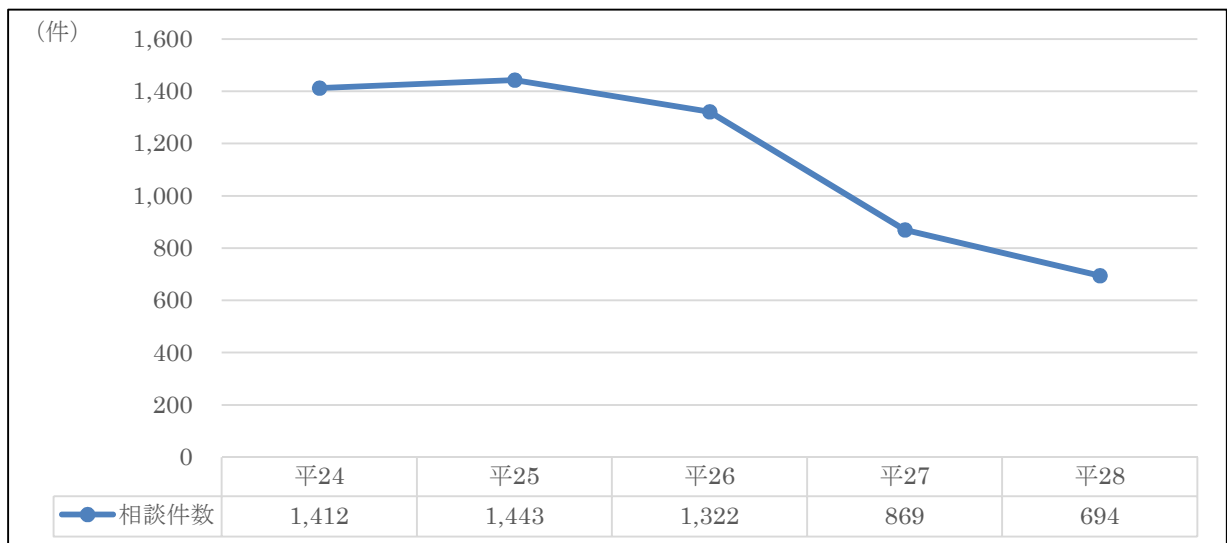
図表 11 過去 10 年間に於けるヤミ金融事犯の検挙事件数の推移



(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移 (参考)

全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表 12 のとおりであった。

図表 12 全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



注 件数は、全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) に平成 29 年 1 月 15 日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を 1 円以上支払ってしまったことが判明しているものを当庁で独自に抽出したものの。

(3) 検挙事例

1	090 金融に係る出資法等違反及び登録貸金業者による出資法違反（幫助）事件
----------	--

無登録貸金業者(43)らは、平成26年12月から28年2月までの間、いわゆる名簿屋からの情報を基にレンタル携帯電話により顧客を勧誘し、全国の顧客約700人に対し、インターネットバンキングを利用して顧客の銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約84倍から約118倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受けるなどの方法により元利金約3億3,800万円を受領していた。

28年11月までに、3人を出資法違反（超高金利）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙するとともに、融資の申し込みのあった顧客の情報を同人らに提供していた登録貸金業者（名簿屋）ら2人を出資法違反（幫助）等で検挙した（島根）。

2	090 金融に係る貸金業法違反、出資法違反等事件及びレンタル携帯電話事業者らによる携帯電話不正利用防止法違反事件
----------	---

無登録貸金業者（29歳）らは、平成23年12月から27年5月までの間、多重債務者の名簿を基にレンタル携帯電話により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた全国の顧客約2,200人に対し、その銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約49倍から約1,703倍で金銭を貸し付けるとともに、他人名義の口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金約2億3,800万円を受領していた。

27年10月までに、6人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。また、28年7月までに、同人らに対し本人確認を行わずにSIMカードを交付していたレンタル携帯電話事業者（30）ら1法人3人を携帯電話不正利用防止法違反（貸与業者の貸与時の本人確認義務）で検挙した（徳島）。

3	悪質な取立て行為を伴う090金融グループによる出資法違反及び威力業務妨害事件
----------	---

無登録貸金業者(32)らは、貸付けや取立て等の役割ごとに個別の拠点を設け、平成26年7月頃から27年7月までの間、インターネット広告やレンタル携帯電話により顧客を勧誘し、全国の顧客約4,000人に対し、インターネットバンキングを利用して顧客の銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約122倍から約389倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受けるなどの方法により約1億4,000万円の違法利息を受領していた。

28年2月に、6人を出資法違反（超高金利）で検挙するとともに、取立てに際し、顧客の親族が通う中学校に対して複数回にわたり「お前らの生徒をさらう。」などの脅迫電話をかけ、学校の業務を妨害した2人を威力業務妨害罪で検挙した（警視庁、山梨）。

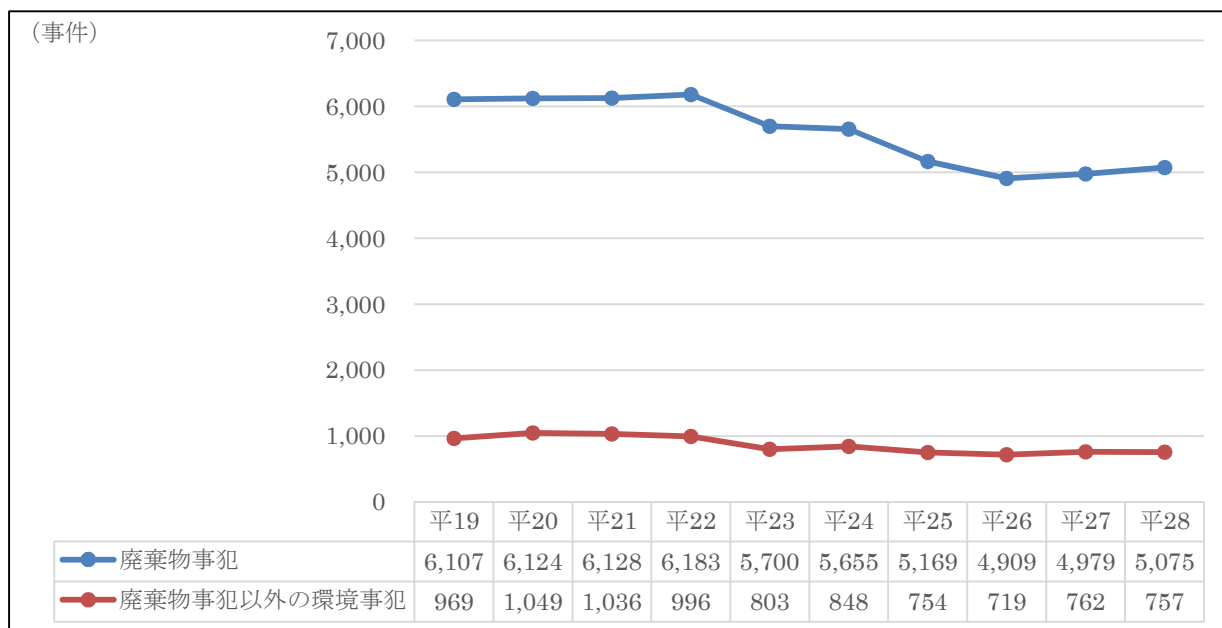
第3 国民の健康や環境に対する事犯

1 環境事犯

(1) 概要

環境事犯の検挙事件数の推移については、図表13のとおりであった。

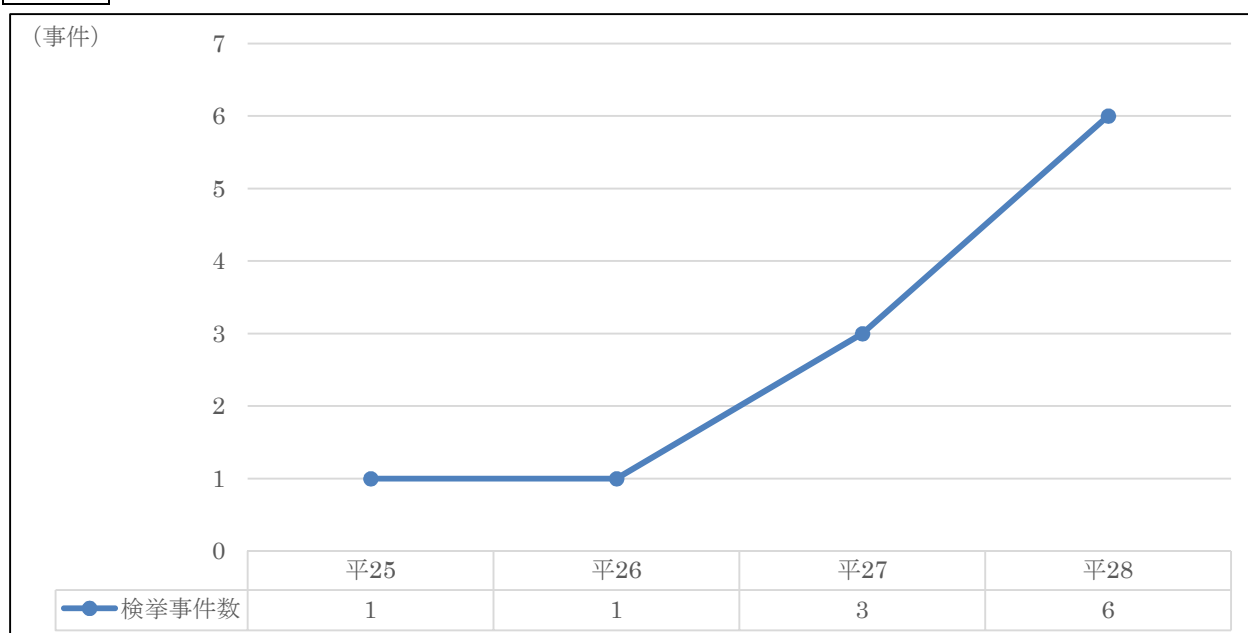
図表13 過去10年間における環境事犯の検挙事件数の推移



(2) 象牙取引に係る事犯

象牙取引に係る事犯の検挙事件数は、増加傾向にある。

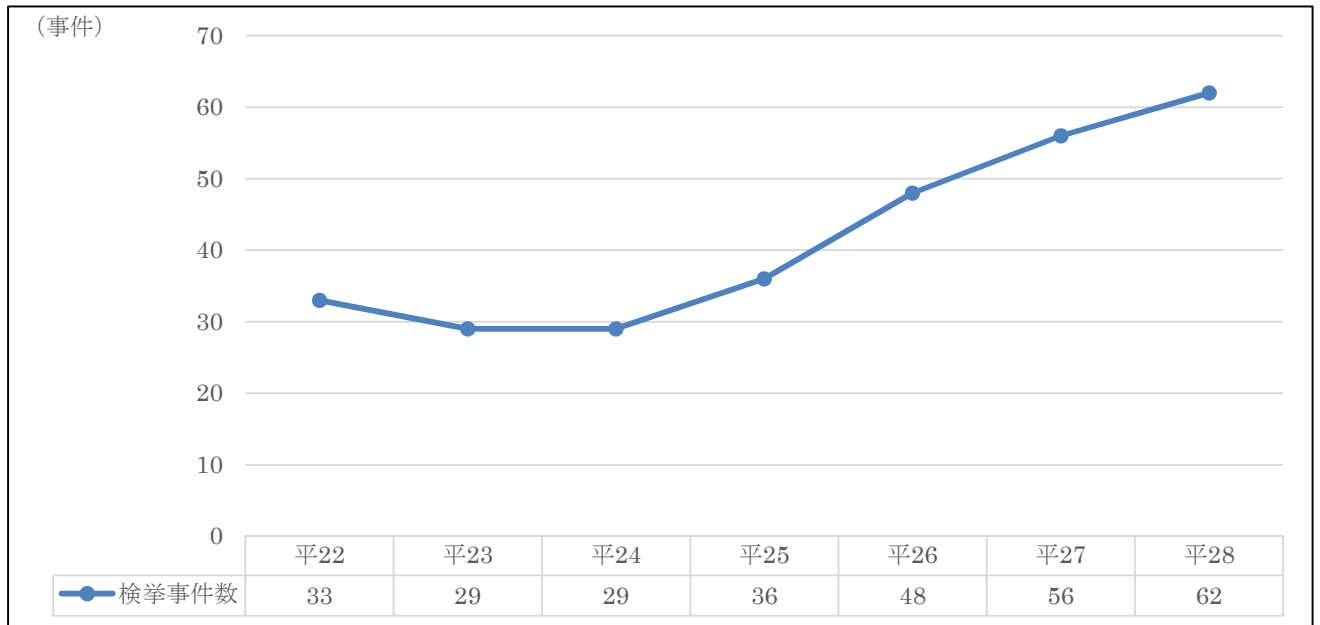
図表14 象牙取引に係る事犯の検挙事件数の推移



(3) 動物虐待事犯

動物虐待事犯の検挙事件数の推移については、図表 15 のとおりであった。

図表 15 動物虐待事犯の検挙事件数の推移



(4) 検挙事例

1 産業廃棄物中間処理業者らによる廃棄物処理法違反事件

産業廃棄物中間処理会社の実質的経営者(59)は、平成27年10月から28年4月までの間、同社従業員と排出事業者から処分の委託を受けた産業廃棄物である鉱さい及び汚泥を残土等と混合し、合計約3万1,700立方メートルを運搬業者らに船舶で運搬させ、更に運搬業者らにダンプカーで建設資材置場造成地へ運搬させて投棄した。

28年11月までに、1法人20人を廃棄物処理法違反(不法投棄)で検挙した。

また、犯罪収益については、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、その剥奪を図った(大阪、岡山)。

2 産業廃棄物収集運搬業者らによる廃棄物処理法違反事件

産業廃棄物収集運搬会社の代表取締役(74)は、家屋解体工事会社の代表取締役(40)らから処理の委託を受けた産業廃棄物である廃プラスチック類、コンクリート破片等の混合廃棄物を、平成28年2月から同年9月までの間、暴力団幹部(48)らと民有地等に合計約610.2立方メートル投棄するなどした。

28年11月までに、6法人21人を廃棄物処理法違反(不法投棄、委託基準違反等)で検挙した(警視庁)。

3 派遣社員による動物愛護管理法違反事件

派遣社員(27)は、平成27年11月から28年2月までの間、頭部を押しつぶすなどしていえうさぎ及びフェレットを殺した。

28年3月までに、同人を動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)で検挙した(徳島)。

4 象牙製品等製造業者らによる絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)違反事件

象牙製品等製造会社の取締役(57)は、平成27年2月頃から28年6月頃までの間、古物骨董品等販売会社の代表取締役(56)らから、環境大臣の登録を受けていない象牙合計5本を譲り受けた。

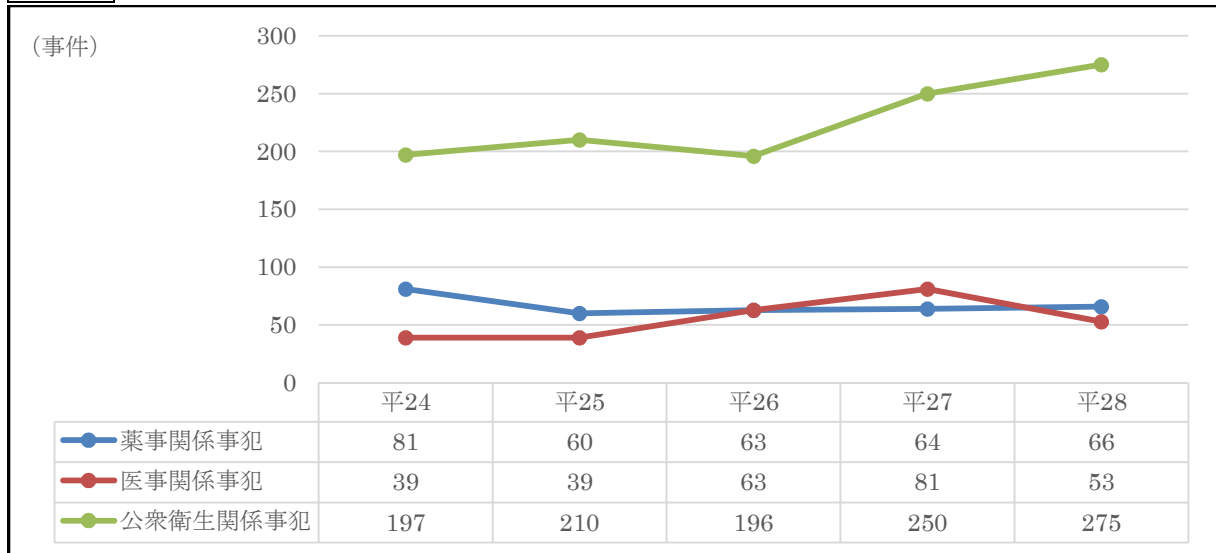
28年11月までに、2法人5人を種の保存法違反(譲渡し等の禁止)で検挙した(静岡)。

2 保健衛生事犯

(1) 概要

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 16 のとおりであった。

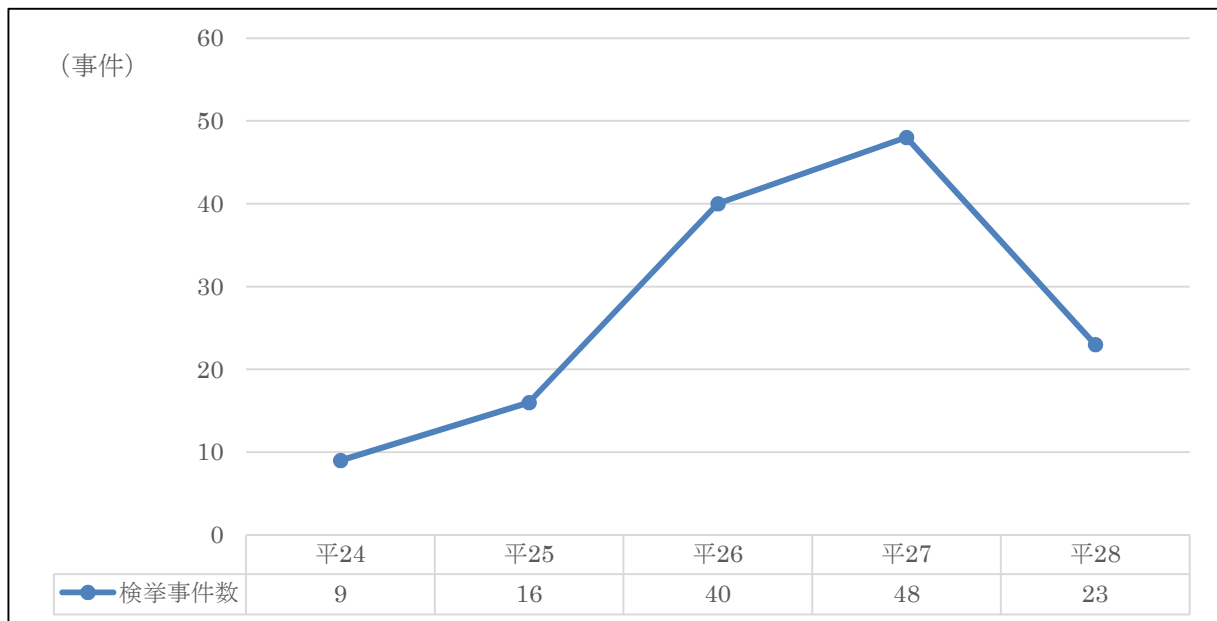
図表 16 最近 5 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



(2) アートメイク施術に関する医師法違反事犯

アートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況の推移は、図表 17 のとおりであった。

図表 17 最近 5 年間におけるアートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙事件数の推移



(3) 検挙事例

1 医師及び薬局経営者らによる医師法違反及び詐欺事件

医師A(56)らは、平成25年11月から28年1月までの間に、自ら診察しないで患者の処方箋を作成した上、薬局経営者B(65)らに交付した。また、Aらは、患者を診療した事実がないのに、25年12月頃から27年8月までの間に、保険者である自治体から診療報酬をだまし取った。

また、Bらは、医薬品を調剤した事実がないのに、24年12月頃から28年1月までの間に、保険者である自治体等から調剤報酬をだまし取った。

28年11月までに、Aら4人を医師法違反(無診察治療等の禁止)及び詐欺罪で、Bら8人を詐欺罪で検挙した(大阪)。

2 医療法人理事長らによる医師法違反及び医療法違反事件

医療法人の理事長(58)らは、医師でないのに、平成25年9月頃から26年3月頃までの間、同法人の経営する診療所において、がん遺伝子治療と称して、患者に対し、点滴注射の医行為を行った。

また、同人らは、同年3月から5月までの間に、保健所職員が同診療所に立入検査等を実施した際、氏名を詐称するなどして虚偽の報告をした。

28年2月までに、1法人7人を医師法違反(無資格医業)及び医療法違反(虚偽報告)で検挙した(警視庁)。

3 貿易商らによる模造医薬品の貯蔵に係る医薬品医療機器法違反等事件

貿易商(36)らは、平成28年8月頃から10月までの間に、医薬品である勃起不全治療薬等を模造した錠剤約9万5,400錠を販売の目的で貯蔵するなどした。

28年12月までに、6人を医薬品医療機器法違反(模造医薬品の販売目的貯蔵等)等で検挙した(大阪)。

4 無資格者等によるアートメイク等に係る医師法違反等事件

平成25年6月から28年2月までの間に、美容エステ店の経営者A(49)ら8事業者は、医師免許が必要なアートメイク等は無免許で行うなどした。また、会社員B(56)らは、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、27年4月から28年2月までの間に、麻酔薬をAらに販売するなどした。

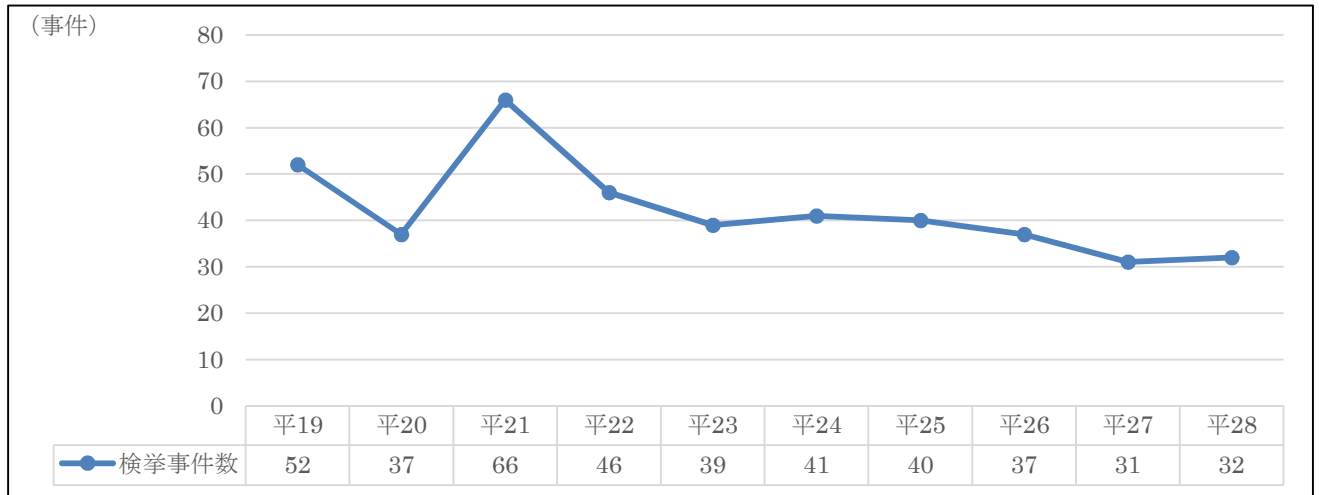
28年5月までに、Aら8事業者19人を医師法違反(無資格医業)等で、Bら2人及び1法人を医薬品医療機器法違反(医薬品の無許可販売等)で検挙した(北海道)。

3 食の安全に係る事犯

(1) 概要

食の安全に係る事犯の検挙事件数については、平成 23 年以降おおむね横ばいで推移している。

図表 18 過去 10 年間における食の安全に係る事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 産業廃棄物処理業者らによる食肉販売に係る食品衛生法違反等事件

産業廃棄物処理業者 A (75) は、平成 27 年 8 月から 28 年 1 月頃までの間に、飲食事業者から廃棄処理委託を受けた食肉に関し、その一部の廃棄処分をしていないのに、全量の廃棄処分がなされたものと誤信させ、委託料をだまし取るとともに、食肉販売業の許可を受けずに、めん類製造業者 B (78) に販売した。また、B は、27 年 9 月から 28 年 12 月までの間、A に廃棄委託された食肉に関し、食品卸売業者に対し、廃棄物でない食品であると誤信させて販売し、代金をだまし取った。

28 年 8 月までに、1 法人 3 人を食品衛生法違反（無許可営業）及び詐欺罪等で検挙した（愛知・岐阜）。

2 流通販売業者らによる亜酸化窒素の販売に係る食品衛生法違反事件

流通販売業者 (30) らは、平成 27 年 10 月から同年 12 月までの間に、厚生労働大臣が販売の用に供する添加物の成分について定めた規格に合わない添加物であるカートリッジ式の耐圧金属製密封容器に入れた亜酸化窒素を販売した。

28 年 3 月までに、1 法人 3 人を食品衛生法違反（規格基準に合わない添加物の販売）で検挙した（群馬）。

3

水産物加工販売会社役員らによる穴子の原産地偽装に係る不正競争防止法違反事件

水産物加工販売会社役員(71)らは、平成27年8月頃、前後26回にわたり、中国産穴子の加工食品の包装に「原材料名／あなご(日本海産)」などと表記したラベルを貼付し、日本国内産であるかのように誤認させるような表示をして、仕入業者に対し、合計102点(約885.8キログラム)を販売した。

28年1月、1法人3人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)で検挙した(島根)。

4

農産物販売等会社元役員らによる米の原産地偽装に係る不正競争防止法違反及び食品表示法違反事件

農産物販売等会社元役員(69)らは、平成28年6月頃、産地欄に「単一原料米新潟県魚沼」等と記載した米袋に他県産コシヒカリの精米を包装し、産地について誤認させるような虚偽の表示をして、顧客に対し、合計7袋(40キログラム)を販売した。

28年9月、2人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)及び食品表示法違反(食品表示基準違反)で検挙した(新潟)。

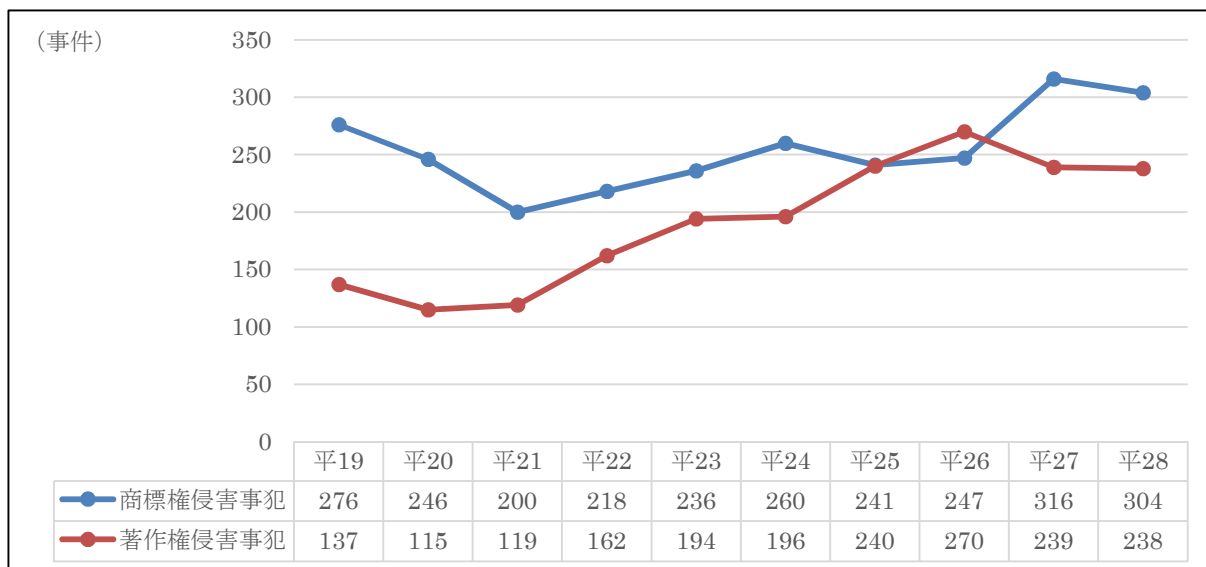
第4 知的財産権侵害事犯

1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

(1) 概要

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移は、図表 19 のとおりであった。

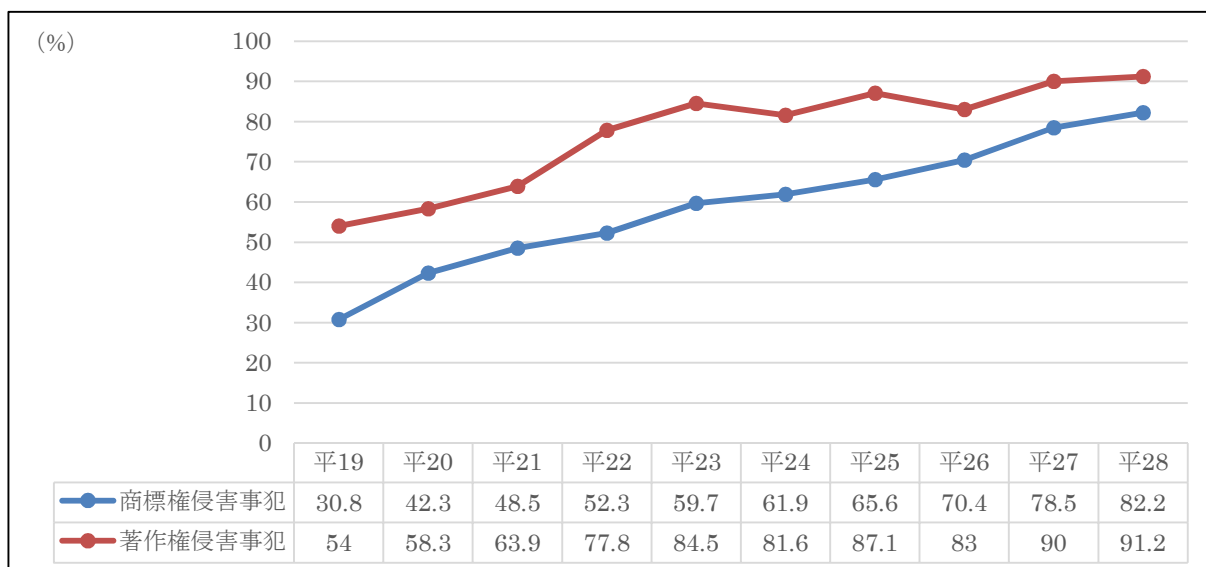
図表 19 過去 10 年間における商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) インターネット利用事犯

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移は、図表 20 のとおりであった。

図表 20 過去 10 年間における商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移



(3) 検挙事例

1	アクセサリー等輸入販売会社役員らによる偽ブランド品の販売・販売目的所持に係る商標法違反事件
----------	--

アクセサリー等輸入販売会社役員(35)らは、平成27年5月、インターネットオークションを利用して、中国(香港)から輸入した偽ブランド品のショルダーバッグ1点を、代金7,900円で販売したほか、28年2月、会社事務所等において、偽ブランド品の手提げケース等合計約1万点を販売する目的で所持するなどした。

28年4月、1法人4人を商標法違反(譲渡・譲渡目的所持)で検挙した(北海道)。

2	身体鍛錬器具等輸出入販売会社役員らによる意匠権侵害品の販売・販売目的所持に係る意匠法違反事件
----------	---

身体鍛錬器具等輸出入販売会社役員(51)らは、業として、平成27年11月頃、インターネット上に設けた販売サイトを通じ、中国から輸入した意匠権侵害品の身体鍛錬器具合計45点を、代金合計約25万円で販売したほか、28年1月、同社倉庫において、意匠権侵害品の身体鍛錬器具合計約180点を販売する目的で所持した。

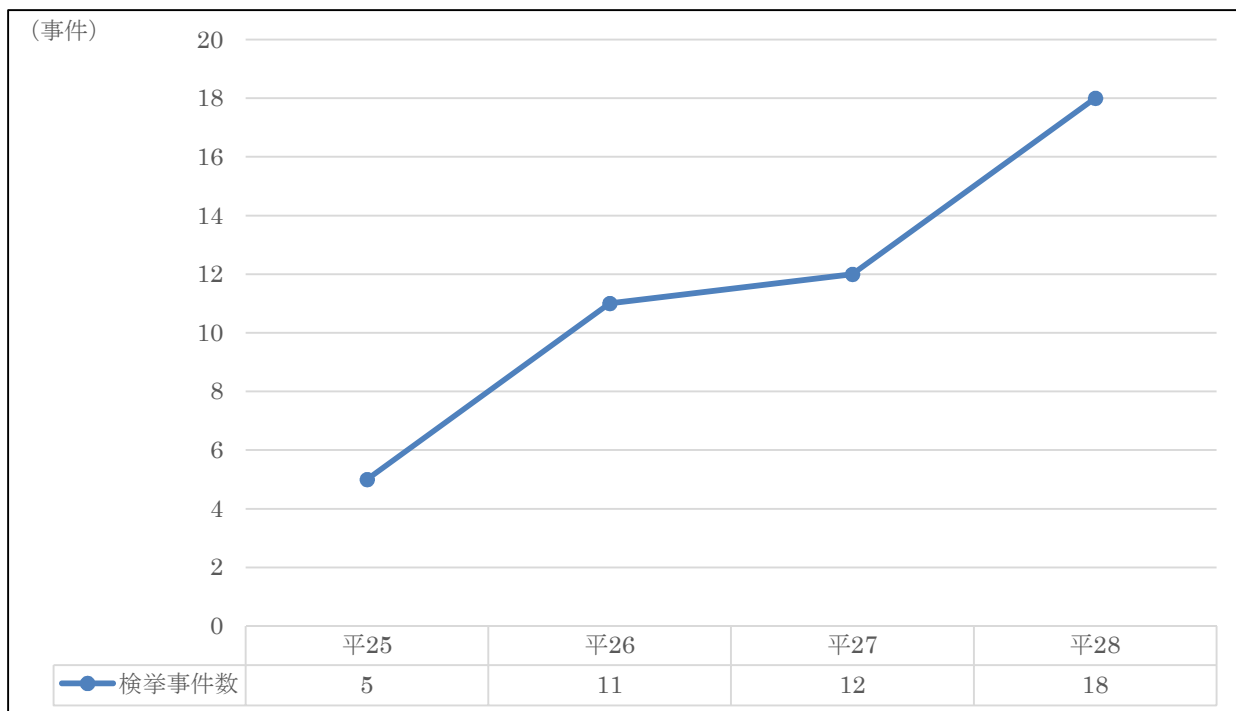
28年7月までに、1法人3人を意匠法違反(譲渡・譲渡目的所持)で検挙した(愛知)。

2 営業秘密侵害事犯

(1) 検挙状況

営業秘密侵害事犯の検挙事件数は、増加傾向にある。

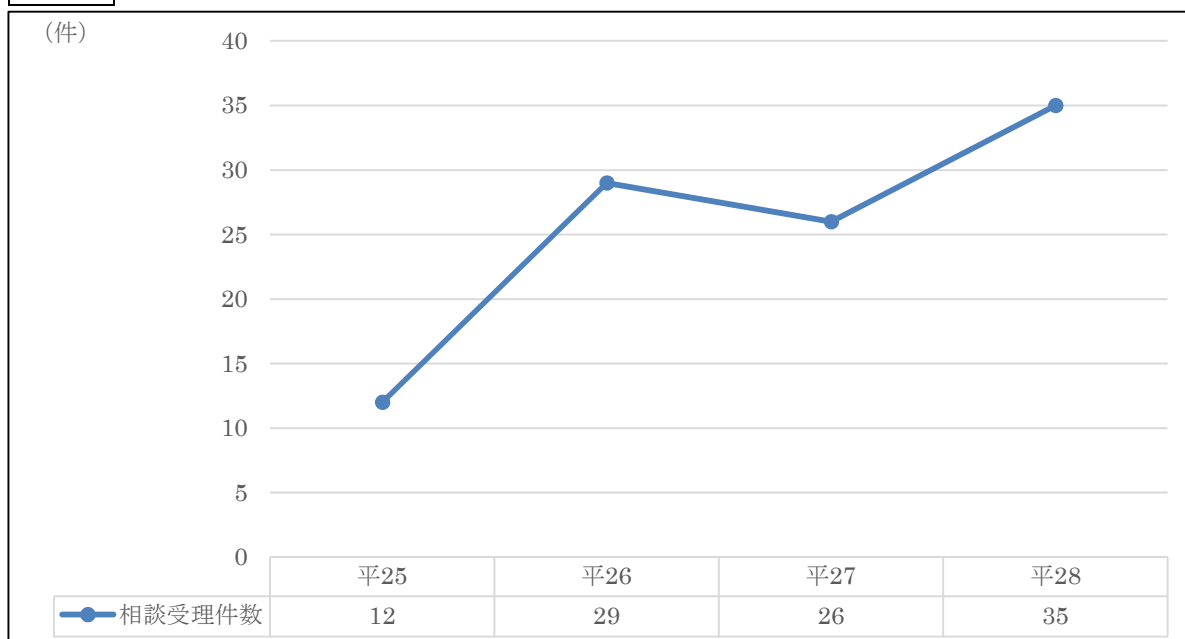
図表 21 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数は、増加傾向にある。

図表 22 営業秘密侵害事犯の相談受理件数の推移



(3) 検挙事例

1	塗料製造・販売等会社元役員による営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

塗料製造・販売等会社（A社）元役員(62)は、不正の利益を得る目的で、A社子会社に在職中の平成25年1月頃、A社データベース内に保管されていた、塗料の原料及び配合量について、同一内容の電磁的記録を作成し、私有のUSBメモリに保存して、A社の営業秘密を領得した上、競合企業（B社）に転職後の同年4月頃、B社従業員に対し、前記塗料の製造情報に関する書面を手渡し、A社の営業秘密を開示するなどした。

28年3月までに、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で検挙した（愛知）。

2	インターネットプロバイダ会社元役員による営業秘密の不正取得・開示・使用に係る不正競争防止法違反等事件
----------	---

インターネットプロバイダ会社（A社）元役員(34)は、不正の利益を得る目的で、A社退職後の平成27年10月、A社から貸与され、未だ返却していなかったセキュリティカードを使用し、機械警備を解除してA社支店に侵入し、同所に設置されたパーソナルコンピュータを操作して、顧客情報管理システムのサーバコンピュータにアクセスし、顧客情報等データを私有のパーソナルコンピュータのハードディスクに複製して、A社の営業秘密を取得した上、同月、競合企業（B社）役員に対し、A社の顧客情報等データを電子メールに添付して送信し、A社の営業秘密を開示（販売）するなどした。

28年3月、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の不正取得・開示）等で検挙した（北海道）。

3	建築工事会社元支店長による営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件
----------	--

建築工事会社（A社）元支店長(43)は、不正の利益を得る目的で、A社退職直前の平成27年5月頃、A社支店において、A社の営業秘密である精算書及び施工図ファイルデータを私有のUSBメモリに記録させて複製を作成し、A社の営業秘密を領得した。また、A社在職中の同年3月頃から同年4月頃までの間に、同様に領得していた施工図データファイルを、競合企業（B社）に転職後の同年8月頃、B社従業員にメールで送信して、A社の営業秘密を開示した。

28年10月までに、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）で検挙した（山形）。

4

プロパンガス販売等会社元従業員による営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件

プロパンガス販売等会社（A社）元従業員(56)は、A社に損害を加える目的で、A社在職中である平成28年1月頃、A社事務所において、ガス料金表を複写して複製を作成したほか、同所に設置されたパーソナルコンピュータを操作して、A社のサーバコンピュータにアクセスし、顧客情報データを印刷して複製を作成し、A社の営業秘密を領得した上、同月頃、ガス料金表等を競合企業（B社）に投函し、B社従業員に閲覧させて、A社の営業秘密を開示した。

28年6月、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）で検挙した（岐阜）。

第5 その他の事犯

航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）の施行日（平成27年12月10日）以降、無人航空機に係る航空法違反については、平成28年末までに36事件37人を検挙している。

検挙事例

1	写真家による航空法違反事件
----------	----------------------

写真家(50)は、平成27年12月、国土交通大臣の許可を受けずに、無人航空機を遠隔操作し、人又は家屋の密集している地域である公園付近上空を飛行させた。28年1月までに、同人を航空法違反（無許可飛行）で検挙した（香川）。

第6 犯行助長サービス対策

1 預貯金口座

平成 28 年中、生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供を 2 万 4,671 件実施した（情報提供した口座数は 1 万 5,770 件）。

2 携帯電話

(1) 概要

平成 28 年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおりである。

- 携帯音声通信事業者に対し、7,186 件の契約者確認の求めを実施。
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは 6,932 件（96.5%）。
- レンタル携帯電話事業者に対し、3,030 件の解約要請を実施。
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは 3,010 件（99.3%）。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話等について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ 2,373 件の情報提供を実施。

(2) 検挙事例

1	レンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反事件
----------	--------------------------------------

レンタル携帯電話会社の代表取締役(33)は、平成 28 年 2 月頃、東京都内において、ヤミ金融業者に対し、貸与時の本人確認をしないで SIM カードを交付した。

28 年 8 月までに、1 法人 1 人を携帯電話不正利用防止法違反（貸与業者の貸与時の本人確認義務）で検挙するとともに、ヤミ金融業者(37)ら 3 人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）等で検挙した。

また、同事業者が管理していた 335 回線について、契約していた携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第 11 条 5 号に基づく役務提供拒否に関する情報提供を実施するとともに、各携帯音声通信事業者に対して、同事業者との新規契約拒否についても要請した（神奈川）。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	41	37	40	37	24
検挙人員	196	189	227	116	87
検挙法人数	8	17	9	10	5
被害人員	7,350	12,031	22,809	4,401	45,868
被害額	245億3,818万円	306億2,057万円	475億6,938万円	93億0,726万円	389億2,376万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成27年及び28年）

類型(関連した事犯)	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平27	平28	平27	平28	平27	平28	平27	平28	平27	平28
未公開株	2	2	16	5	0	0	167	1,221	2億8,636万円	31億3,366万円
公社債	3	1	17	1	2	0	454	62	11億5,000万円	17億1,000万円
ファンド	20	9	53	30	5	5	3,256	1,651	51億9,540万円	215億2,226万円
デリバティブ取引	1	3	1	3	0	0	13	75	1,772万円	4,949万円
外国通貨	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
上記以外の預り金	6	4	10	5	3	0	376	80	23億0,500万円	26億0,293万円
その他	5	5	19	43	0	0	135	42,779	3億5,276万円	99億0,540万円
合計	37	24	116	87	10	5	4,401	45,868	93億0,726万円	389億2,376万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

(2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	124	172	173	155	131
検挙人員	259	418	330	250	264
検挙法人数	11	34	30	30	20
被害人員	26,965	52,676	40,818	37,375	25,093
被害額	85億9,623万円	106億2,192万円	36億0,954万円	109億0,988万円	62億8,664万円

特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成27年及び28年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数		被害人員		被害額	
			うち逮捕									
	平27	平28	平27	平28	平27	平28	平27	平28	平27	平28	平27	平28
物品販売関係	58	53	86	128	41	59	11	10	13,490	12,751	85億0,711万円	24億3,689万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	97	78	164	136	80	79	19	10	23,885	12,342	24億0,276万円	38億4,975万円
合計	155	131	250	264	121	138	30	20	37,375	25,093	109億0,988万円	62億8,664万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているためである。

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成28年）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員	被害額
			うち逮捕			
訪問販売	111	198	113	10	23,050	56億4,600万円
通信販売	1	1	1	0	125	2億3,000万円
電話勧誘販売	2	8	5	0	639	1億5,979万円
連鎖販売取引	1	28	10	2	203	1億5,346万円
特定継続的役務提供	2	3	1	1	50	1,345万円
業務提供誘引販売取引	1	3	3	1	225	6,850万円
訪問購入	13	23	5	6	801	1,541万円
合計	131	264	138	20	25,093	62億8,664万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているためである。

(3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	325	341	422	442	528
無登録・高金利事犯	190	168	151	140	139
ヤミ金融関連事犯	135	173	271	302	389
検挙人員	470	523	558	608	662
無登録・高金利事犯	315	337	258	267	257
ヤミ金融関連事犯	155	186	300	341	405
検挙法人数	6	12	9	6	4
無登録・高金利事犯	2	7	5	4	2
ヤミ金融関連事犯	4	5	4	2	2
被害人員	31,528	31,049	16,885	20,946	24,231
無登録・高金利事犯	31,398	30,936	16,654	20,588	23,824
ヤミ金融関連事犯	130	113	231	358	407
被害額	109億9,008万円	150億0,401万円	97億7,645万円	160億9,086万円	131億9,526万円
無登録・高金利事犯	109億8,582万円	150億0,401万円	97億7,415万円	160億8,387万円	131億7,766万円
ヤミ金融関連事犯	426万円	0円	230万円	699万円	1,760万円

(4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	廃棄物事犯	5,655	5,169	4,909	4,979	5,075
	うち産業廃棄物事犯	1,007	922	839	749	790
	廃棄物事犯以外の環境事犯	848	754	719	762	757
	合計	6,503	5,923	5,628	5,741	5,832
検挙人員	廃棄物事犯	6,841	6,241	5,904	5,989	5,999
	うち産業廃棄物事犯	1,485	1,408	1,285	1,161	1,213
	廃棄物事犯以外の環境事犯	1,004	829	800	884	860
	合計	7,845	7,070	6,704	6,873	6,859
検挙法人数	廃棄物事犯	443	391	338	369	383
	うち産業廃棄物事犯	363	319	278	284	295
	廃棄物事犯以外の環境事犯	13	12	19	27	21
	合計	456	403	357	396	404

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（平成27年及び28年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平27	平28	平27	平28	うち逮捕		平27	平28
					平27	平28		
廃棄物事犯	4,979	5,075	5,989	5,999	218	227	369	383
うち産業廃棄物事犯	749	790	1,161	1,213	124	119	284	295
水質汚濁事犯	0	0	0	0	0	0	0	0
動物・鳥獣関係事犯	547	543	592	616	17	16	20	8
うち鳥獣保護関係事犯	327	277	362	332	5	9	4	8
うち動物虐待事犯	56	62	63	66	8	6	0	0
その他	215	214	292	244	14	13	7	13
合計	5,741	5,832	6,873	6,859	249	256	396	404

注1 平成27年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（305事件）及び種の保存法違反（22事件）を計上している。また、28年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（259事件）及び種の保存法違反（18事件）を計上している。

2 平成27年の「その他」には、森林法違反（73事件）、河川法違反（5事件）、自然公園法違反（3事件）、建設リサイクル法違反（2事件）等を計上している。また、28年の「その他」には、森林法違反（50事件）、建設リサイクル法違反（5事件）、河川法違反（4事件）、文化財保護法違反（4事件）等を計上している。

(5) 保健衛生事犯
ア 保健衛生事犯全体

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	317	309	322	395	394
検挙人員	407	396	412	559	518
検挙法人数	34	31	33	41	39

保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成27年及び28年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平27	平28	平27	平28	うち逮捕		平27	平28
薬事関係事犯	64	66	108	101	59	45	22	22
医事関係事犯	81	53	157	102	57	19	3	3
公衆衛生関係事犯	250	275	294	315	25	21	16	14
うち食品衛生関係事犯	22	21	29	42	10	17	6	11
その他	228	254	265	273	15	4	10	3
合計	395	394	559	518	141	85	41	39

注1 「食品衛生関係事犯」は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。

2 平成27年の「その他」には、狂犬病予防法違反（196事件）、美容師法違反（19事件）等を計上している。また、28年の「その他」には、狂犬病予防法違反（223事件）、美容師法違反（23事件）等を計上している。

イ 医事関係事犯

最近5年間におけるアートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
医師法違反					
検挙事件数	28	28	54	70	36
検挙人員	46	38	78	123	70
検挙法人数	2	0	1	1	0

	平24	平25	平26	平27	平28
アートメイク					
検挙事件数	9	16	40	48	23
検挙人員	10	18	52	65	25
検挙法人数	0	0	1	1	0

(6) 食の安全に係る事犯

最近5年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

		平24	平25	平26	平27	平28
検挙 事件 数	食品衛生関係事犯	21	26	20	22	21
	食品の産地等偽装表示事犯	20	14	17	9	11
	合計	41	40	37	31	32
検挙 人員	食品衛生関係事犯	22	44	28	29	42
	食品の産地等偽装表示事犯	51	36	49	32	20
	合計	73	80	77	61	62
検挙 法人 数	食品衛生関係事犯	3	9	3	6	11
	食品の産地等偽装表示事犯	11	8	14	7	6
	合計	14	17	17	13	17

注1 平成28年の食品衛生関係事犯の内訳は、食品衛生法違反（21事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

注2 平成28年の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（6事件）、食品表示法違反（5事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

(7) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	510	524	574	606	594
検挙人員	846	716	838	868	730
検挙法人数	52	33	58	56	41

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成27年及び28年)

	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平27	平28	平27	平28	うち逮捕		平27	平28
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	316	304	457	381	256	184	31	12
うちインターネット利用	248	250	325	284	189	119	19	6
うちインターネット・オークション利用	148	167	174	190	94	86	4	2
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	239	238	290	267	116	77	6	12
うちインターネット利用	215	217	243	234	87	70	3	7
うちインターネット・オークション利用	58	48	65	55	41	30	0	3
その他	51	52	121	82	53	33	19	17
うちインターネット利用	28	20	64	30	24	16	6	3
うちインターネット・オークション利用	17	15	19	23	10	14	1	2
合計	606	594	868	730	425	294	56	41
うちインターネット利用	491	487	632	548	300	205	28	16
うちインターネット・オークション利用	223	230	258	268	145	130	5	7

注1 平成27年の「その他」には、不正競争防止法違反(49事件)、種苗法違反(1事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反9事件は、食の安全に係る事犯にも計上している。また、28年の「その他」には、不正競争防止法違反(44事件)、食品表示法違反(5事件)、特許法違反(1事件)、意匠法違反(1事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反(6事件)、食品表示法違反(5事件)は、食の安全に係る事犯にも計上している。

2 平成27年の不正競争防止法違反(49事件)には、営業秘密侵害事犯(12事件)を含む。また、28年の不正競争防止法違反(44事件)には、営業秘密侵害事犯(18事件)を含む。

3 平成27年の「商標権侵害事犯」のうち、1事件は商標法違反及び不正競争防止法違反、「著作権侵害事犯」のうち、1事件は著作権法違反及び不正競争防止法違反であり、不正競争防止法違反の2法人1人は、「その他」の検挙人員及び検挙法人数に計上している。28年の「商標権侵害事犯」のうち、1事件は商標法違反及び関税法違反であり、関税法違反の3人は、「その他」の検挙人員に計上している。

イ 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出地（単位：点）

		平24	平25	平26	平27	平28
押収量		117,143	104,776	118,464	84,411	385,273
国内製造		5,530	23,524	3,469	4,788	5,785
国外	韓国	15,230	10,425	26,461	12,098	312,278
	中国（本土）	73,511	63,373	57,221	58,667	60,087
	中国（香港）	61	22	472	0	0
	中国（台湾）	0	0	1	0	0
	タイ	0	41	215	83	1,592
	フィリピン	0	0	4	14	5
	その他	44	198	22	87	239
不明		22,767	7,193	30,599	8,674	5,287

最近5年間における著作権侵害事犯の押収品数（単位：点）

	平24	平25	平26	平27	平28
押収総点数	393,964	598,672	311,470	91,077	46,443
被疑者が国内で複製した点数	342,791	564,653	209,529	76,080	15,277

ウ 営業秘密侵害事犯

営業秘密侵害事犯の検挙状況

	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	5	11	12	18
検挙人員	13	13	31	25
検挙法人数	2	0	4	4

(8) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平24	平25	平26	平27	平28
不動産事犯	検挙事件数	50	55	40	47	35
	検挙人員	70	105	72	64	69
税法事犯	検挙事件数	4	4	6	27	32
	検挙人員	11	8	14	36	81
密漁事犯	検挙事件数	401	316	294	334	310
	検挙人員	517	420	425	438	406
通信関係事犯	検挙事件数	532	444	385	406	336
	検挙人員	535	446	395	413	353
その他	検挙事件数	942	969	875	774	636
	検挙人員	1,191	1,182	1,028	905	772
合計	検挙事件数	1,929	1,788	1,600	1,588	1,349
	検挙人員	2,324	2,161	1,934	1,856	1,681

その他の事犯の類型別検挙状況（平成27年及び28年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平27	平28	平27	平28	うち逮捕		平27	平28
					平27	平28		
不動産事犯	47	35	64	69	16	22	19	25
税法事犯	27	32	36	81	30	48	3	6
密漁事犯	334	310	438	406	36	46	0	2
通信関係事犯	406	336	413	353	12	6	4	3
その他	774	636	905	772	127	123	101	60
合計	1,588	1,349	1,856	1,681	221	245	127	96

- 注1 平成27年の「不動産事犯」には、宅地建物取引業法違反（20事件）、建設業法違反（10事件）等を計上している。また、28年の「不動産事犯」には、建設業法違反（15事件）、宅地建物取引業法違反（14事件）等を計上している。
- 2 平成27年の「税法事犯」には、関税法違反（22事件）、地方税法違反（4事件）等を計上している。また、27年の「税法事犯」には、関税法違反（25事件）、地方税法違反（6事件）等を計上している。
- 3 平成27年の「密漁事犯」には、漁業法違反（153事件）、漁業調整規則違反（152事件）等を計上している。また、28年の「密漁事犯」には、漁業法違反（158事件）、漁業調整規則違反（128事件）等を計上している。
- 4 平成27年の「通信関係事犯」には、電波法違反（404事件）、電気通信事業法違反（2事件）を計上している。また、28年の「通信関係事犯」には、電波法違反（331事件）、電気通信事業法違反（3事件）等を計上している。
- 5 平成27年の「その他」には、鉄道営業法違反（320事件）、屋外広告物条例違反（181事件）等を計上している。また、28年の「その他」には、鉄道営業法違反（203事件）、屋外広告物条例違反（132事件）等を計上している。

(9) 犯行助長サービス対策

ア 預貯金口座

口座凍結のための金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平25		平26		平27		平28	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	2,253	2,050	950	910	489	474	162	159
ヤミ金融事犯	30,954	17,704	34,705	16,827	28,445	15,863	23,661	14,785
その他の事犯	1,583	1,563	1,460	1,434	998	987	848	826
合計	34,790	21,317	37,115	19,171	29,932	17,324	24,671	15,770

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、金融事犯（利殖勧誘事犯、ヤミ金融事犯を除く。）等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平24	平25	平26	平27	平28
契約者確認の求めを行った件数	6,198	7,055	10,231	9,268	7,186
うち出資法違反又は 貸金業法違反に基づくもの	6,176	6,414	7,245	8,425	6,932

注 出資法違反、貸金業法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平24	平25	平26	平27	平28
解約要請件数	2,763	3,484	4,025	3,745	3,030
うちヤミ金融事犯に基づくもの	2,763	3,433	3,973	3,735	3,010

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況

ア 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は57.5%）

	男性	女性	合計
20歳未満	2	1	3
20歳代	48	18	66
30歳代	39	31	70
40歳代	78	63	141
50歳代	80	85	165
60歳以上65歳未満	67	97	164
65歳以上70歳未満	79	160	239
70歳代	137	369	506
80歳代	72	170	242
90歳以上	4	13	17
不明	80	52	132
合計	686	1,059	1,745

	男性	女性	合計
高齢者（65歳以上）	292	712	1,004

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	66
3日以上1週間未満	30
1週間以上1か月未満	58
1か月以上3か月未満	74
3か月以上6か月未満	76
6か月以上	356
不明	126
金銭の支払いなし	959

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	308	64.8
自力で解決しようと考えていた	50	10.5
警察へ相談するのを躊躇していた	16	3.4
どこに相談したらよいのかわからなかった	8	1.7
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	29	6.1
その他	59	12.4

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	273	57
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	17	3.5
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	1	0.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	48	10
家族、知人等周囲からの助言を受けて	71	14.8
金融機関窓口での助言を受けて	10	2.1
その他	59	12.3

イ 特定商取引等事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は48.2%）

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計		
20歳未満	6	1	17	11	3	0	10	3	2	0	0	0	0	0	0	0	38	15	53
20歳代	35	37	71	87	13	14	60	31	10	20	5	4	3	1			197	194	391
30歳代	44	55	106	110	31	25	8	11	2	8	5	5	11	14			207	228	435
40歳代	53	77	143	117	72	39	11	16	4	5	4	3	4	17			291	274	565
50歳代	120	117	117	73	63	64	9	9	6	1	5	3	28	68			348	335	683
60歳以上65歳未満	60	82	53	32	43	48	1	7	2	1	2	2	15	36			176	208	384
65歳以上70歳未満	66	96	54	45	60	55	2	3	3	4	2	0	28	74			215	277	492
70歳代	106	277	49	67	89	238	8	9	3	8	2	2	44	176			301	777	1,078
80歳代	122	421	43	69	83	207	2	4	2	2	0	3	30	191			282	897	1,179
90歳以上	14	63	3	3	5	11	0	0	0	0	0	0	2	14			24	91	115
不明	106	150	55	66	49	31	17	11	4	3	3	0	26	42			260	303	563
合計	732	1,376	711	680	511	732	128	104	38	52	28	22	191	633			2,339	3,599	5,938

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計		
高齢者（65歳以上）	308	857	149	184	237	511	12	16	8	14	4	5	104	455			822	2,042	2,864

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	661
3日以上1週間未満	323
1週間以上1か月未満	655
1か月以上3か月未満	182
3か月以上6か月未満	98
6か月以上	172
不明	369
金銭の支払いなし	3,478

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	191	41.4
自力で解決しようと考えていた	81	17.6
警察へ相談するのを躊躇していた	19	4.1
どこに相談したらよいのかわからなかった	11	2.4
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	46	10.0
その他	113	24.5

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	142	34.9
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	15	3.7
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	0	0
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	43	10.6
家族、知人等周囲からの助言を受けて	114	28
金融機関窓口での助言を受けて	12	2.9
その他	81	19.9

ウ ヤミ金融事犯

年齢別・男女別相談件数(相談当事者のうち高齢者の占める割合は8%)

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	11	10	9	3	20	13	33
20歳代	935	403	188	88	1,123	491	1,614
30歳代	1,151	531	222	125	1,373	656	2,029
40歳代	1,712	838	279	173	1,991	1,011	3,002
50歳代	1,238	577	268	146	1,506	723	2,229
60歳以上65歳未満	426	194	111	66	537	260	797
65歳以上70歳未満	295	158	90	59	385	217	602
70歳代	205	160	68	71	273	231	504
80歳代	28	46	10	13	38	59	97
90歳以上	7	1	0	3	7	4	11
不明	476	216	151	68	627	284	911
合計	6,484	3,134	1,396	815	7,880	3,949	11,829

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者(65歳以上)	535	365	168	146	703	511	1,214

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	699
3日以上1週間未満	681
1週間以上1か月未満	1,714
1か月以上3か月未満	981
3か月以上6か月未満	563
6か月以上	1,026
不明	2,044
金銭の支払いなし	4,121

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	78	3.2
自力で解決しようと考えていた	1,566	64.0
警察へ相談するのを躊躇していた	172	7.0
どこに相談したらよいのかわからなかった	114	4.7
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	198	8.1
その他	317	13.0

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	1,340	55.5
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	4	0.2
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	4	0.2
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	337	13.9
家族、知人等周囲からの助言を受けて	238	9.9
金融機関窓口での助言を受けて	50	2.1
その他	443	18.3

(2) 早期着手の状況

ア 利殖勧誘事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
利殖勧誘事犯	24	5	20.8

イ 特定商取引等事犯

認知から30日以内に着手した事件数

	検挙事件数	30日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	131	10	7.6

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	131	45	34.4

ウ 無登録・高金利事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
無登録・高金利事犯	139	59	42.4